

令和7年7月29日

町民のみなさまへ

草津町長 黒岩 信 忠

16年間の総括として、今回は「草津観光公社(株)」の再建、「ふるさと納税」の経緯、「建物に係る固定資産税の減免」について広報いたします。次回は、観光施設整備、土木、温泉、水道、下水、ゴミ処理等、インフラ整備についてお知らせいたします。

### 第一、【草津観光公社の再建】

- ① 黒岩が町長に就任したとき、草津観光公社は存続の危機に直面していました。毎年、数千万円の赤字経営が続き、放置すれば加速度的に4千万円～6千万円の赤字になることが想定されました。
- ② 草津観光公社の前身は草津町事業部でした。山本巖元町長時代に若者が学業を終え草津に戻っても就職先がなく、受け入れ先の職場として「草津町開発協会」が設立されました。その後、市川紘一郎元町長により、厳しい経営状況の改革が行われ、社団法人開発協会から草津観光公社株式会社に組織変えが行われました。町の発展を願う歴代町長たちの想いは誰よりも私は承知しております。
- ③ ところがバブル経済の崩壊により状況は一変しました。先人町長たちの苦悩が続くこととなります。黒岩の町長就任時には、千客万来事業会計の累積赤字が34億円に上り、観光公社が処理できる数字ではなく、また指定管理の制度からして、町の赤字として受け入れておりました。
- ④ 財政健全化法からすれば、赤信号が点滅する寸前で、さらに赤字が増大するなら事業を終了するか、他社への譲渡も考えなければならない状況にありました。私は、就任して間もなく、政治生命をかけて観光公社の再建をすると議会で決意を述べました。
- ⑤ しかし議員達は、「長年の累積赤字で好転する見通しはなく、再建は非常に難しい。結果がでなければ黒岩町長の責任問題になると」心配してくれました。
- ⑥ 公社社員を天狗山レストハウスに集め「1人のリストラ者を出すことなく必ず会社を再建すると断言。黒岩町長を信じて頑張ってもらいたい。」と言いましたが、社員たちは不安げな表情を隠しませんでした。
- ⑦ 町長の仕事は、明確な方針を示し、効果の上がる「仕組み作り」をすることにあります。職員、社員に、ただ頑張れと言っても何に頑張れば良いか解らず、結果は何も変わりません。基礎(ベース)作りが非常に重要になります。
- ⑧ 毎年、多額の赤字を出す会社でしたが、2年半で黒字化のメドがたちましたが、金融団から債務超過の会社では困る、何とか改善して欲しいと要請を受けました。しかし貸借対照表、バランスシート(以下「BS」という)を改善するには、経常利益から特別損益および法人税等を差し引いた当期純利益は「BS」に反映するが、利益を出し続けなければなりません。当時の観光公社ではハードルが高すぎました。

- ⑨ 自己資本比率は「-24%」で、増資をしても赤字が続けば、また債務超過になることが目に見えていました。経営は稼ぎ出す力がなければ成り立ちません。損益計算書(以下「P/L」という)に表れる本業で利益を出さなければなりません。
- ⑩ そこで考えたのが、デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」という)を導入すると判断しました。デットは負債、エクイティは資本、スワップは交換です。負債と資本を交換する意味になります。民間では企業再生に利用されることはありますが、自治体が導入したケースは初めてかも知れません。
- ⑪ 公社の未払金に「DES」を行いました。当時の資本金は4千800万円でしたが、そこに1億円の「DES」をすると1億4千800万円の資本金になります。資本金が1億円を超えると税務署から国税局、税理士から公認会計士に所管が変わります。
- ⑫ 売上15~16億円前後の会社ではメリットはなく、税理士事務所に1億円の「DES」を行うが1億円未満の資本金にする指示をしましたところ、出来ませんとの回答でした。プロも理解しにくい制度なのです。
- ⑬ 公社の未払金1億円の内5千万円を資本金に、5千万円を資本準備金に振り替えるよう私から指示を出しました。この「DES」により資本金は9千800万円に収まり、1億円の増資と同じ効果になります。
- ⑭ 自己資本比率は「-24%」から一気に「30%以上」となり、債務超過から健全な会社となりました。しかし「BS」は改善しても「P/L」は変わりません。コロナ禍、観光公社は令和2年~令和3年の2ヵ年で6億円の赤字に転落、当然「BS」も、また悪化しました。
- ⑮ この状況に黒岩は急きょ公社の社長を兼務する判断をして、社長黒岩の報酬ゼロ、退職金ゼロ、接待交際費ゼロ、任期2年間の条件で再建に取り組みました。
- ⑯ 今度は6億円の赤字を処理するためにデット・デット・スワップ(DDS)を断行しました。デットは負債、スワップは交換、負債と負債を交換する意味になります。
- ⑰ 具体的には指定管理料3億円を免除して、残り3億円を劣後ローンに置き変えたものです。劣後ローンは、他の債権者より順位が後になる意味で、金融機関は町が劣後ローンを持って支援することは一層の安心感につながります。
- ⑱ 稼ぐ力をつけるために、赤字であったベルツの湯を廃止して「認定ベルツこども園」に変え、3億円をかけ大滝乃湯の大改修を行いました。また本白根山の噴火でスキー場の半分を失いましたが、天狗山への集中投資を行い、ジップライン、巨大ブランコ、クリスタル天、パルスゴンドラなどを設置したことにより、大幅に業績が改善致しました。さらなる向上を目指し、新天狗レストハウスを建設中です。
- ⑲ 赤字続きの観光公社が、令和5年度で約1億円の利益、令和6年度は、売上高20億8千万円、営業利益2億4千万円(フロート制指定管理料前)の会社になりました。また町の千客万来事業会計の累積赤字は34億から11億円まで縮小し、着実に財政健全化が進んでいます。もちろん公社の業績は、堀田社長はじめ部長、次長、課長、社員達の努力によるものが大きいです。

## 第二、【ふるさと納税について】

- ① ふるさと納税の仕組みは、自治体に寄付した2千円を超える部分について住んでいる

地域の住民税の減額（控除）や税務署から所得税の払い戻し（還元）を受けられる制度です。草津町は農産物がありません。返礼品として「くさつ温泉感謝券」を納税者に送っておりますが、この地域通貨券が総務省の目に留まり、再三再四やめるよう圧力にちかい指導がありました。

- ② その後、町長に総務省へ出向くよう呼び出しがありました。他の市町村でも草津町と同じ地域通貨券を返礼品としているところが多く、知名度の高い、また寄付金額が多い草津町を説き伏せれば、他の市町村も追従させられると目論んでいたようです。
- ③ 私は逃げるつもりもなく、喜んで総務省へ伺うと回答しました。他の市町村でも総務省から呼び出しを受けたようですが、総務省と市町村長が論戦しても勝てるはずがないとして応じなかったようです。
- ④ 私が出向いたのが平成29年7月24日でした。総務省の課長や課長補佐クラスは最高学府の超エリート達です。しかしエリートが故に、自ら作った法律と、実務に乖離ができることに気づかず、私は戦法を秘めて総務省に出向きました。
- ⑤ 総務省は、ふるさと納税に係る2通の大臣通達を市町村に出しており、金銭以外の返礼品であっても所得税法第36条「収入金額」、所得税法第34条「一時所得」になり、その旨を納税者に告知して、ふるさと納税を行う指導をしていたのです。
- ⑥ 即ち、「ふるさと納税の返礼品は一定の額を超えると農産物、海産物であっても市場価格に換算して、所得税法の「一時所得」の申告を下さい」とする規定です。
- ⑦ 黒岩は、担当課長に農産物および海産物であっても所得税法上は金銭になると大臣通達を出しながら、なぜ草津町の「温泉感謝券」がダメなのですか？と尋ねると、一瞬戸惑っていましたが、「屁理屈」と言い退けました。
- ⑧ 黒岩は「今何と言いました。いまの言葉は看過できない。なにが屁理屈だ、あなた方（総務省）が作った法律でしょう。外に大勢のマスコミが私を待っている。いまの話をしますよ。」と抗議したら、すぐに、「すみません。今の言葉を撤回して謝罪します。」と述べました。
- ⑨ 法律論で勝てないとする、今度は、「ふるさと納税問題で高市早苗総務大臣が国会で答弁に苦しんでいます。町長、何とか草津町のふるさと納税方式は止めてもらえないですか。」と「泣き落とし作戦」に切り替えてきました。それに対し、私は町長として草津町民を背中に背負っています。軽々な返事はできません。
- ⑩ ですが、世論が草津町長を「ふとどき」と言うなら政治家の端くれとして、総務省の意向に従います。「世論に判断をゆだねてみたい」と回答をしたところ、課長は、再度町長と日を改めて協議したい意向でした。私はいつでも結構です。総務省へ出向いてまいります。但し条件がある、このような狭い部屋とするのではなく、マスコミが傍聴できる広い所で協議しましょうと、逆提案をしましたら、以降、総務省からの連絡は一切ありませんでした。
- ⑪ 総務省との協議を受け、草津町のふるさと納税が大きな注目を集めることになり、ワイドショーなどでも取り上げられ、世論は草津町長の主張は筋が通っている。総務省は何を言っているのか、おかしいとして、町長黒岩を支持する意見や草津は負けるな、頑張れといったメールが多数届きました。

- ⑫ もし、黒岩が総務省に出向くことなく逃げていけば方向が変わり、草津町のふるさと納税は消滅していたかも知れません。後に法が改正され「当該地方団体の『区域内に提供される役務』…」として宿泊、観光が伴うものは認めると書き換えをしたのです。草津町の主張が通った形になりました。
- ⑬ 箱根町長から電話があり「我々では総務省に太刀打ちできない。黒岩町長が戦って来て総務省の方向を変えた。ありがとうございます。」とお礼を言われました。
- ⑭ さらに、ふるさと納税を確かなものにするため、山本一太 知事が参議院議員のとき、一太さんの案内で石田総務大臣に会うことができ、「草津町のふるさと納税は地方創生の最たるものである。」と有効性を主張してまいりました。
- ⑮ 反面、総務省が困るようなことはしません。紳士的なふるさと納税に徹すると大臣に伝えてまいりました。運用が行き過ぎると廃止の声が大きくなり、元も子も無くすこととなります。総務省対策で、くさつ温泉感謝券転売禁止条例を制定しましたが、全国的に稀な条例です。メルカリ等での不法転売を無効とするものです。
- ⑯ **ふるさと納税の総額は平成20年度～令和7年度（見込み）で109億1千万円ですが、返礼や経費を除いた草津町が収納した金額は61億4千万円になります。**

### 第三、【固定資産税の減免について】

- ① 東日本大震災がきっかけになり、草津町は建物に係る固定資産税を減免してきました。町にとって最大の税収であり、また、税は厳格性が求められます。
- ② ではなぜ減免したか、草津温泉は「温泉で儲けて温泉で損をする」と言った言葉がありますが、他の地域と違い、金属類を腐食させ、コンクリートを侵す強酸性の温泉であり、建物の劣化率が大きい地域です。
- ③ 建物構造に精通している大学教授に劣化率を調査させ、科学的に算出しました。しかし、群馬県と減免の協議をしたら、とんでもないことを考える町長だと理解をされませんでした。減免した額の75%を地方交付税で国が補填する制度を考察していたようです。
- ④ 時を同じくして、財務省の主計官が町長に会いたいと町長室を訪れてくれました。1時間ほど、様々な話をしましたが、黒岩から固定資産税の減免話をしましたら、「面白い事を考える町長ですね。私が東京に戻ったら、総務省と話をしてみます。」と動いてくれました。
- ⑤ 主計官からメールが届き、町長の言う法律論だから町長が判断すれば出来るとされる内容でした。このメールを県に見せたところ何も言わなくなりました。
- ⑥ 地方税法第388条に規定される需給事情（一種の減耗率）に係る最高裁の判例を基に町長が判断して行いました。この需給事情を適用すると減免した25%は町の税収減になりますが、東日本大震災により、基幹産業であるホテル旅館の経営が厳しくなる。いまは町が支える時だと決断をしました。なお、ホテル関係だけではなく、草津町内にある建物についても同様な措置がされております。今も町民経済を支える減免を続けています。
- ⑦ **草津町が減免した総額は平成24年～令和7年度で9億6千700万円になります。**